厚生労働省

島根労働局

Press Release

浜田労働基準監督署発表 令和７年９月１２日（金）	担当者 浜田労働基準監督署 署長　森下　孝則 〇監督・安衛課長　小泉　達彦 電話０８５５－２２－１８４０

労働安全衛生法違反の疑いで書類送検

（車両系建設機械の転倒、転落等による危険を防止する措置を講じなかった疑い）

浜田労働基準監督署（署長：森下（もりした）　孝則（たかのり））は、本日、労働安全衛生法違反の疑いで、藤田緑化産業株式会社ほか１名を松江地方検察庁浜田支部に書類送検しました。

１　被疑者

（１）藤田緑化産業（ふじたりょくかさんぎょう）株式会社

所 在 地：島根県浜田市後野町

事業内容：造園業

（２）取締役Ａ（男性 44 歳）

２　事件の概要

令和７年５月 19 日、島根県浜田市の建設機械リース会社構内において、ドラグ・ショベルをダンプトラックから積卸す作業を行う際に、使用するアルミブリッジをダンプトラックの荷台に確実に取り付けていなかったためアルミブリッジが外れ、ドラグ・ショベルの運転席から投げ出された労働者が逸走したドラグショベルに轢かれ、左足を切断する労働災害が発生したものです（次ページ見取図参照）。

３　被疑内容

労働安全衛生法では、車両系建設機械を移送するため貨物自動車に積卸しを行う場合に道板を使用する際は、当該車両系建設機械の転倒、転落等による危険を防止するため、道板を確実に取り付けること等の措置を講じなければならない旨規定しており、当該措置を講じなかった場合について罰則を設けているところ、被疑者である取締役Ａは当該措置を講じなかった疑いがあるものです。

４　違反条文

藤田緑化産業株式会社及び被疑者Ａについて

労働安全衛生法違反

同法第 20 条第 1 号（事業者の講ずべき措置等）

労働安全衛生規則第 161 条第２号（車両系建設機械の移送）

同法第 119 条 1 号（罰則）

同法第 122 条（両罰規定）

見取図

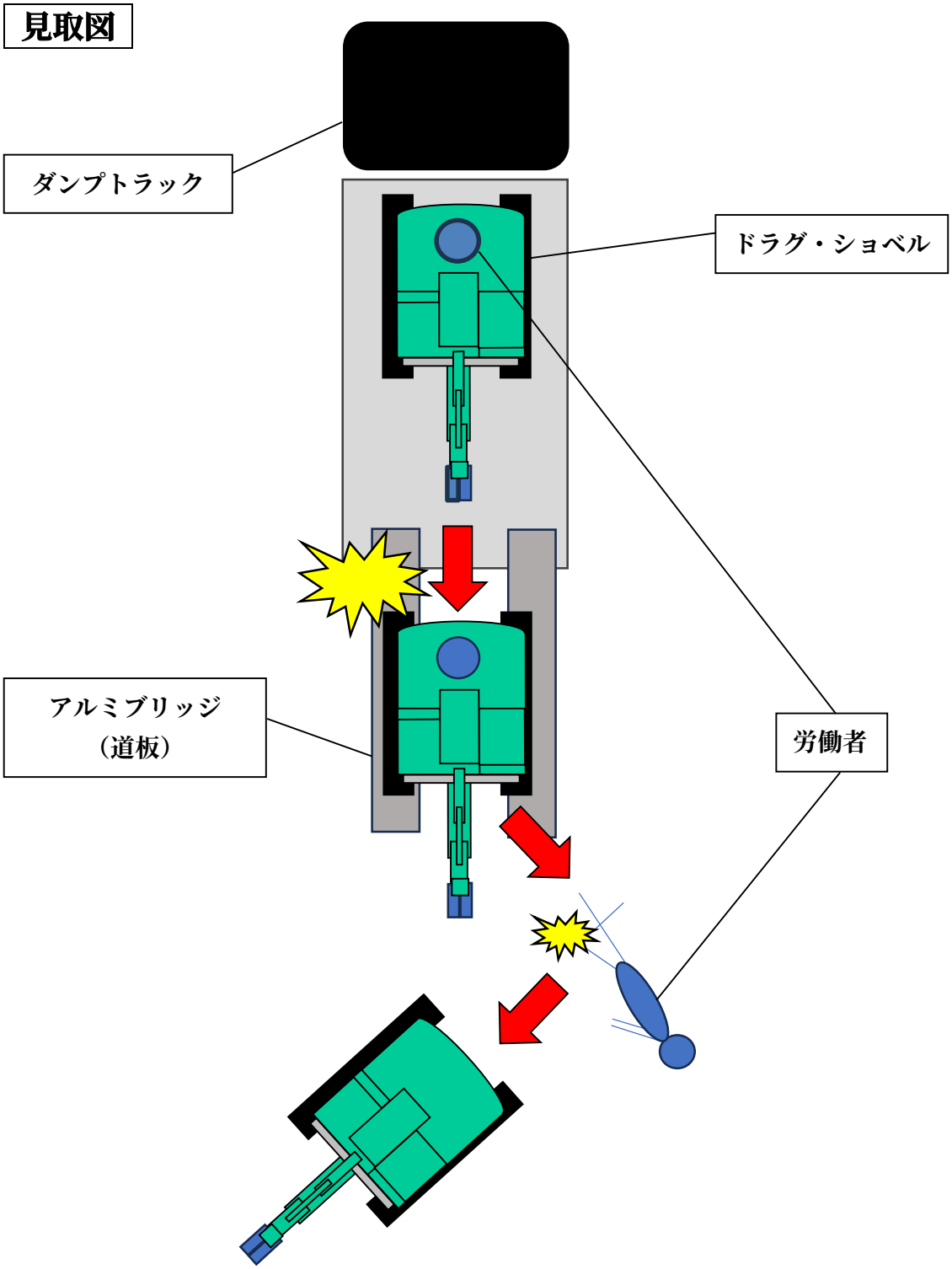

別添

関　係　法　令

労働安全衛生法

（事業者等の講ずべき措置等）

・第 20 条

事業者は、次の危険を防止するため必要な措置を講じなければならない。

一　機械、器具その他の設備（以下「機械等」という。）による危険

二、三　（略）

（罰則）

・第 119 条

次の各号のいずれかに該当する者は、６月以下の拘禁刑又は 50 万円以下の罰金に処する。

一　第 14 条、第 20 条から第 25 条まで、（中略）の規定に違反した者

二～四　（略）

（両罰規定）

・第 122 条

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第 116 条、第 117 条、第 119 条又は第 120 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

労働安全衛生規則

（車両系建設機械の移送）

・第 161 条

事業者は、車両系建設機械を移送するため自走又はけん引により貨物自動車に積卸しを行う場合において、道板、盛土等を使用するときは、当該車両系建設機械の転倒、転落等による危険を防止するため、次に定めるところによらなければならない。

一　（略）

二　道板を使用するときは、十分な長さ、幅及び強度を有する道板を用い、適当な勾配で確実に取り付けること。

三　（略）